

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	国民健康保険税の徴収・収納に関する事務 重点項目評価書 【令和3年1月1日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、国民健康保険税徴収・収納事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の流出その他の事態を発生させるリスクを軽減させるための適切な対策を実施することにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分市長

公表日

平成31年10月30日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税の徴収・収納に関する事務
②事務の内容	<p>大分市において国民健康保険税の収納管理・滞納整理に関する事務では、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 課税情報の入手事務 国民健康保険税の課税情報を国民健康保険システム等から入手する。 収納(納付(納入)済通知書)情報の入手、管理事務 指定金融機関等から住民等の納付・納入した情報を入手し、収納システムに一括登録する。 過誤納金に関する事務 過納付または誤納付が生じた場合、還付・充当通知書を出力し、住民等に通知し還付・充当する。 督促に関する事務 地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等の情報を基に督促状を作成し、住民等に送付する。 納税通知書再発行事務 再発行分及び分割納付分の納税通知書を作成・交付する。 証明書等交付事務 収納情報から、納税証明書、納付額確認書等の交付を行う。 滞納整理事務 督促後も納付しない者(滞納者)に対しては滞納整理を行う。 主に、賦課・収納情報の入手、催告書の送付、納税交渉、実態調査及び財産調査、滞納処分等。
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 団体内統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号の付番を行う。 団体内統合宛名番号と既存住基システムの宛名番号とをひも付けて管理する。 宛名情報管理機能 氏名、住所などの基本4情報を団体内統合宛名番号にひも付けて管理する。 中間サーバー連携機能 中間サーバーとのオンラインデータ連携、オフラインデータ連携用の媒体作成を行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[O] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[O] その他 (中間サーバ)</p>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	税総合システム
②システムの機能	<p>各税務業務の共通的な情報管理を担うシステムとして、他のシステムへ連携する所得情報等を含め特定個人情報を保有し、以下の機能を有する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 各税務業務の課税情報照会機能 一部税務業務の更正情報入力機能 課税情報管理機能 課税(所得)証明書等の発行
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[O] 宛名システム等 [O] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム3	
①システムの名称	収納システム
②システムの機能	国民健康保険税の収納に関する以下の電算処理を行う。 1. 収納処理 2. 還付・充当処理 3. 督促処理 4. 返戻公示処理 5. 口座振替、振込情報作成処理 6. 納税証明等発行処理 7. 各種情報管理(調定収納情報、納付書発行情報、処分情報、時効情報、欠損情報) 8. 統計集計作成補助
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム4	
①システムの名称	OCRシステム
②システムの機能	OCR機器を使って読みとったデータの取りまとめ、転送を行う。 1. OCR機器を使って読み取ったデータの取りまとめ 2. OCR機器を使って読み取ったデータの転送
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム5	
①システムの名称	滞納整理システム
②システムの機能	税総合システムで管理される課税・収納情報を基にして、滞納情報を管理するシステムとして以下の機能を有する。 1. 各税務業務の課税・収納情報照会機能 2. 住民との接触記録や滞納整理関係情報の入力機能。 3. 納期後納付書等の発行機能及び発行履歴の管理機能。 4. 各種催告書類、滞納処分関係書類の発行機能。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税収納情報ファイル・国民健康保険税滞納整理情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 16項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大分市 市民部 国保年金課 企画部 情報政策課
②所属長の役職名	国保年金課長 情報政策課長
7. 他の評価実施機関	
なし	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税収納情報ファイル・国民健康保険税滞納整理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者、納税承継人、納税管理人
その必要性	税の適正な収納管理業務実現のために、必要な特定個人情報を保有
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (税の納付相談記録及び納付計画情報)
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有。 ・4情報、連絡先およびその他住民票関係情報:①本人への連絡を行うため。②督促状、還付・充当通知書等の送付先を設定、確認するために保有。 ・地方税関係情報:国民健康保険税納付情報を確認するために保有。 ・医療保険関係情報:国民健康保険事務を実施するために保有。 ・税の納付相談記録及び納付計画情報:収納徴収業務の実施のために保有。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	大分市 市民部 国保年金課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	国民健康保険税の適正な徴収・収納管理事務								
④使用の主体	使用部署	市民部 国保年金課							
	使用者数	[10人以上50人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	国民健康保険税の賦課情報、収納情報から、収納・還付・充当・督促・滞納整理などの徴収・収納管理事務を行う。								
	情報の突合	内部識別番号の宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	収納システムの運用支援業務委託	
①委託内容	・収納システムの運用支援業務 ・収納システムから打ち出す帳票の改修作業 ・委託する業務については、個人情報を適切に取り扱い、情報セキュリティポリシーを厳守することとしている	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	(株) オルゴ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (2) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (4) 件 [] 行っていない
提供先1	国税庁長官、都道府県知事、市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	国税又は地方税に関する事務
③提供する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先2	国税庁長官、都道府県知事、市区町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第12号
②提供先における用途	国税又は地方税に関する事務
③提供する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会の都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	資産税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1
②移転先における用途	番号法別表第1に掲げる各事務
③移転する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先2	市民税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1
②移転先における用途	番号法別表第1に掲げる各事務
③移転する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先3	税政課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1
②移転先における用途	番号法別表第1に掲げる各事務
③移転する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時

移転先4	納税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1
②移転先における用途	番号法別表第1に掲げる各事務
③移転する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバ室の入口で指紋認証によるチェックを行い、サーバの操作が許可された者だけが入室できる場所にサーバを設置している。 ・不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制限することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。
7. 備考	
特になし	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

No.	宛名情報
1	世帯番号
2	本世帯番号
3	外国人世帯番号
4	個人番号
5	マイナンバー
6	届出日
7	氏名
8	性別
9	生年月日
10	続柄
11	住所
12	町名
13	方書
14	世帯主
15	前住所
16	転出先主名
17	転出予定地
18	転出予定日
19	転出予定届出日
20	転出確定地
21	転出確定届出日
22	転出確定通知日
23	住民となった年月日
24	住民でなくなった年月日
25	改製年月日
26	調査サイン
27	再転入世帯番号
28	削除情報

No.	送付先情報
1	個法番号
2	枝番
3	業務
4	更新年月日
5	登録年月日
6	住所コード
7	番地編集パターン
8	番地
9	枝番 1
10	枝番 2
11	枝番 3
12	町丁目文字数
13	漢字住所
14	郵便番号
15	漢字方書
16	オーバーサイン住所
17	オーバーサイン方書

No.	電話番号情報
1	個人・法人番号
2	更新年月日
3	登録年月日
4	電話番号 1
5	電話番号 2
6	検索用電話番号 1

No.	証明書情報
1	頁番号
2	行番号
3	税目
4	通知年度
5	事業年度(自)
6	事業年度(至)
7	賦課額
8	納付済額
9	未納額
10	納期前未納額
11	旧町名

No.	明細書情報
1	明細番号
2	個法番号
3	氏名
4	性別名
5	住所
6	生年月日
7	選択区分
8	通知年度
9	賦課年度
10	税目
11	税目名
12	通知書番号
13	期
14	納期限
15	未納税額
16	督促料
17	延滞金
18	納期区分
19	延滞区分
20	部数
21	延滞日付
22	更新日時
23	更新担当者

No.	収納情報
1	税目
2	通知年度
3	賦課年度
4	通知書番号
5	調定年度
6	本人個法区分
7	本人個法番号
8	義務者個法区分
9	義務者個法番号
10	義務者納管区分
11	共有枝番
12	共有人数
13	異動区分
14	異動事由
15	異動年月日
16	異動回数
17	本税 調定額
18	本税 納付済額
19	本税 還付通知額
20	本税 還付済額
21	延滞金 納付済額
22	延滞金 還付通知額
23	延滞金 還付済額
24	督促 納付済額
25	督促 還付通知額
26	督促 還付済額
27	加算金 還付通知額
28	加算金 還付済額
29	退職分離 納付済額
30	退職分離 還付通知額
31	退職分離 還付済額
32	報奨金サイン
33	報奨金額
34	各税情報
35	期数
36	旧町コード
37	普徴情報 指定番号
38	普徴情報 納期特例サイン
39	普徴情報 株式譲渡充当サイン
40	特徴情報 指定番号
41	特徴情報 納期特例サイン
42	特徴情報 株式譲渡充当サイン
43	軽自情報 車種コード
44	軽自情報 税率
45	軽自情報 標識番号 1
46	軽自情報 標識番号 2
47	軽自情報 標識番号 3
48	軽自情報 課非免コード
49	軽自情報 標識変更コード
50	法人情報 申告区分
51	法人情報 申告年月日
52	法人情報 事業年度(自)
53	法人情報 事業年度(至)
54	法人情報 整理番号
55	履歴番号
56	更新日時
57	更新担当者 I D
58	期別情報 調定年度
59	期別情報 納期限
60	期別情報 異動回数
61	期別情報 当初賦課サイン
62	期別情報 内入サイン
63	期別情報 更正サイン
64	期別情報 賦課額
65	期別情報 納付済額
66	期別情報 還付通知額
67	期別情報 還付済額
68	期別情報 収入日
69	期別情報 領収日
70	期別情報 枝番
71	期別情報 綴番
72	期別情報 納付回数(年度内)
73	期別情報 納付回数(累計)
74	期別情報 納付状況サイン
75	期別情報 納付済額
76	期別情報 還付通知額
77	期別情報 還付済額
78	期別情報 納付済額
79	期別情報 還付通知額
80	期別情報 還付済額
81	期別情報 還付通知額
82	期別情報 還付済額
83	期別情報 納付済額
84	期別情報 還付通知額
85	期別情報 還付済額
86	期別情報 還付通知回数
87	期別情報 還付済回数
88	期別情報 督促レベル
89	期別情報 郵振サイン
90	期別情報 口振状況サイン
91	期別情報 口振不能サイン
92	期別情報 本税帳票区分
93	期別情報 延滞金請求サイン
94	期別情報 充当サイン

No.	収納履歴情報
1	税目
2	通知年度
3	賦課年度
4	通知書番号
5	期別
6	収入・充当・還付日
7	冊番
8	綴番
9	履歴区分
10	調定年度
11	データ区分
12	処理区分
13	帳票区分
14	本税納付額
15	督促納付額
16	延滞金納付額
17	退職分離納付額
18	納期限
19	領収日
20	本税 還付通知額
21	本税 還付済額
22	延滞金 還付通知額
23	延滞金 還付済額
24	督促 還付通知額
25	督促 還付済額
26	加算金 還付通知額
27	加算金 還付済額
28	退職分離 還付通知額
29	退職分離 還付済額
30	充当元先 税目
31	充当元先 通知年度
32	充当元先 賦課年度
33	充当元先 期別
34	特徴個人番号
35	義務者番号
36	義務者枝番

No.	納付書情報
1	期
2	氏名
3	個法番号
4	性別名
5	生年月日
6	郵便番号 1
7	郵便番号 2
8	住所
9	方書
10	義務者氏名
11	調定年度
12	通知年度
13	賦課年度
14	通知書番号
15	未納税額
16	未納督促料
17	未納延滞金
18	指示区分
19	発行区分
20	延滞区分
21	部数
22	延滞日付
23	指定納期限
24	更新日時
25	更新担当者

No.	延滞金情報
1	延滞金率対象年度
2	延滞金率(最初の1ヶ月)

No.	株式譲渡充当情報
1	税目
2	通知年度
3	賦課年度
4	通知書番号
5	課税額
6	充当額
7	徴収すべき額
8	更新日
9	個人番号

No.	分納管理情報
1	義務者個人番号
2	義務者個人番号枝番
3	市税・国保区分
4	納期区分
5	金額
6	出力区分
7	延滞金区分
8	発送保留サイン
9	出力順

No.	口座情報
1	個法番号
2	枝番
3	年度
4	業務
5	口座納組区分
6	本店コード
7	支店コード
8	口座番号
9	預金種目
10	カナ名義人名
11	漢字名義人名
12	開始年度
13	開始期
14	前納・期別
15	停止区分
16	受理年月日

No.	口座振替集積情報
1	税目
2	通知年度
3	賦課年度
4	通知書番号
5	消込対象フラグ
6	期別
7	本人個法区分
8	本人個法番号
9	義務者個法区分
10	義務者個法番号
11	義務者納管区分
12	共有枝番
13	共有人数
14	本店コード
15	支店コード
16	預金種別
17	口座番号
18	口座名義人
19	口座名義人(漢字)
20	新規コード
21	F D紙区分
22	取りまとめ支店
23	納期限
24	振替日
25	振替額
26	口座結果区分
27	収入日
28	領収日
29	冊番
30	綴番
31	第 1 期振替額
32	第 2 期振替額
33	納期限 1
34	納期限 2
35	納期限 3
36	納期限 4
37	納期限 5
38	納期限 6
39	納期限 7
40	納期限 8
41	納期限 9
42	納期限 1 0
43	納期限 1 1
44	納期限 1 2
45	報奨金額
46	本店名称
47	支店名称

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険税収納情報ファイル・国民健康保険税滞納整理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1. 大分市民の個人番号、基本4情報、その他の住民票関係情報の入手方法は、住基システムにて入力した情報を取得するため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 2. 市町村CSからの住基情報の入手は、収納システムに事前に登録されている住民の、システムが管理している項目に関する情報の入手に、運用上限定している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号と紐付けて取得・管理する情報は、特定個人情報として定義した住基情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1. 端末にアクセスするためのIDとパスワードによる認証を行っており、特定の職員や作業従事者のみ照会できるようにしている。 2. 利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能な機能を制限することで、不適切な方法による情報の入手が行えない対策を実施している。また、認証後は利用範囲の認可機能により、その使用者がシステム上で利用可能となる。 3. ログインするためのパスワードを定期的に変更している。
その他の措置の内容	・所属による権限発行を主にしており、その課・係に最低限必要なもののみを発行する。 ・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限の失効管理を適切に行う。 ・操作者の所属や担当業務に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・特定個人情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 定めている <input type="checkbox"/> 2) 定めていない
規定の内容	1. 目的外利用を禁止する。 2. 特定個人情報の閲覧者・更新者を制限する。 3. 特定個人情報の提供を限定する。 4. 情報流出を防ぐための保管管理に責任を負う。 5. 特定個人情報の提供先を限定する。 6. 情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 7. 必要に応じて、本市が委託先の視察・監査を行うことができる。再委託を原則として禁止する。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> 2) 十分に行っている <input type="checkbox"/> 3) 十分に行っていない <input type="checkbox"/> 4) 再委託していない
具体的な方法	再委託は認めていない。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 定めている <input type="checkbox"/> 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	1. 特定個人情報の提供・移転について、番号法等関係法令で定められた事項についてのみ行う。 2. 管理者が指定したIDでのみアクセス権限を与えるシステムとなっている。	
その他の措置の内容	「サーバー室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバ・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容に記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>・課税情報は各種申告情報において修正を行い更新されているため、課税情報を基に行っている収納管理事務において特定個人情報が古い情報のまま保管され続けることはない。</p> <p>・滞納状態にある特定個人情報については、滞納整理業務において随時調査を行っているため、古い情報のまま保管され続けることはない。</p> <p>保存期間を経過した収納管理情報ファイルを消去する仕組みとする。</p>	
8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><大分市の措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 関係職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、必要な知識の習得に資するための研修を実施している。 委託業者に対しては、従業員に対し個人情報の保護に関する必要事項の周知をするよう義務づけ、必要があれば随時調査できることを秘密保持契約にて締結している。 <p><中間サーバー・プラットフォームの措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームの措置></p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	大分市 総務部総務課 情報公開室 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 TEL097-534-6111(代表)
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	大分市 市民部 国保年金課 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号 TEL097-534-6111 (代表)
②対応方法	問い合わせを受付、口頭又は書面により回答する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成29年5月17日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	国保年金課長 朝見 睦夫 情報政策課長 佐藤 善信	国保年金課長 池永 浩二 情報政策課長 林 浩一	事後	
平成29年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ② システムの機能	地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち、市税の収納、還付、充当等に関する電算処理を行う。	国民健康保険税の収納に関する以下の電算処理を行う。 1. 収納処理 2. 還付・充当処理 3. 督促処理 4. 返戻公示処理 5. 口座振替、振込情報作成処理 6. 納税証明等発行処理 7. 各種情報管理(調定収納情報、納付書発行情報、処分情報、時効情報、欠損情報) 8. 統計集計作成補助	事後	
平成29年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4を削除			事後	
平成29年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ① システムの名称	OCRシステム	システム4を削除したことに伴い、同項目も削除。	事後	
平成29年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ② システムの機能	OCR機器を使って読みとったデータの取りまとめ、転送を行う。 1. OCR機器を使って読み取ったデータの取りまとめ 2. OCR機器を使って読み取ったデータの転送	システム4を削除したことに伴い、同項目も削除。	事後	
平成29年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③ 他のシステムとの接続	・情報提供ネットワークシステム ・宛名システム等	・情報提供ネットワークシステム ・宛名システム等 ・その他(団体内統合宛名システム)	事後	
平成29年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ② 委託先名	株式会社 大分県自治体共同アウトソーシングセンター	(株) オルゴ	事前	
平成31年4月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	国保年金課長 池永 浩二 情報政策課長 林 浩一	国保年金課長 情報政策課長	事前	
平成33年1月1日	表紙 評価書名	国民健康保険税の徴収・収納に関する事務 重点項目評価書	国民健康保険税の徴収・収納に関する事務 重点項目評価書 【令和3年1月1日終了】	事前	評価書番号8「国民健康保険の資格管理・賦課に関する事務 重点項目評価書」にて一元管理するため